

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会
(新たな児童相談の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和2年8月28日(金) 19時00分～20時58分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 児童相談体制・予防的支援の検討について

(2) 緊急提言(案)について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、大木委員、増沢委員、宮島委員、山本委員、松原委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第1回専門部会 主な意見まとめ

資料3 通告窓口の在り方【検討の視点、施策の方向性(案)】

資料4 介入と支援の機能分化【検討の視点、施策の方向性(案)】

資料5 在宅支援サービス・母子保健サービスの充実【検討の視点、施策の方向性(案)】

資料6 子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化【検討の視点、施策の方向性(案)】

資料7 要保護児童対策地域協議会の機能強化【検討の視点、施策の方向性(案)】

資料8 新たな児童相談の在り方に関する緊急提言(案)

資料9 専門部会開催スケジュール(案)

資料 1 0 増沢委員提出資料

資料 1 1 宮島委員提出資料

その他 資料集

開 会

午後7時00分

○宿岩事業調整担当課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況についてお知らせします。

増沢委員から遅れていらっしゃるとの御連絡をいただいておりますが、その他の委員の方々は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございます。御確認をお願いします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございます。本日は資料1から資料11のほか、参考として第1回専門部会資料及び参考資料、水色のフラットファイルのつづりを置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認いただき、万が一不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

また、本日は机上にタブレットを配布しております。事務局からの資料説明の際、説明に沿って資料を映しますので、併せてご覧いただければと思います。特に操作をいただく必要はございません。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしく願いいたします。

御発言に際しましては、マイクのスタンドにございますボタンを押しながら御発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、東京都児童福祉審議会第2回専門部会を開催いたします。

この後の進行は柏女部会長にお願いできればと思います。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。

また夜の時間になってしまいましたけれども、これからも授業が始まったりするので、おそらく夜の時間が続くのではないかと思います。職員の方には色々と御迷惑をおかけしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、暑い日が続いていて大変なお集まりをいただきまして、感謝を申し上げますと思いますが、早速審議に入っていきたいと思っております。

前回は、東京都の児童相談行政の現状と課題について、事務局から御説明をしていただ

いて、また、増沢委員、山本委員から海外の先進事例等を御紹介いただきました。

今日は、前回出た主な意見について簡単に振り返った後に「児童相談体制」と「予防的支援」、この施策の方向性について意見交換を行っていきたいと思います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、私から第1回専門部会で出た主な意見について御説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。前回会議での主な意見をまとめてございます。いくつか御紹介させていただきます。

まず、予防的支援・地域ネットワークの強化についての意見です。在宅支援サービス・母子保健サービスの充実に係る意見としまして、家庭に支援（サービス）が届くことが重要であり、関係機関が情報共有しているだけでは不十分で、必要な家庭に支援が届いてこそ予防につながるという意見がございました。

中段にございます子供家庭支援センター等区市町村の体制強化に係る意見といたしましては、イギリスのソーシャルワーカーは人口比を踏まえると日本の20倍であることや、アメリカはかつて保護一辺倒だったやり方に「支援」が加わったこと、多職種の協働が必要であり、情報共有も重要であるというような意見がございました。

一番下にございます要保護児童対策地域協議会の機能強化に係る意見といたしましては、早期支援は子供に身近な機関、保育園や学校等と協働して支援を開始することが重要であり、関係機関の支援内容を評価、指導するために要対協の強化も重要という意見がございました。

次のページをご覧ください。安全確保の徹底・早期対応強化についての意見でございます。通告の一元化に係る意見といたしましては、通告件数が多い児童相談所ほどソーシャルワーカーが子供に関わる時間が少なくなることから、リスクを見立て、対応を振り分けることが必要ではないかという意見や、安易に通告を振り分けると支援が届かないケースが出てくる懸念があるという意見、判断を保留した上でリスクとストレングスを一つ一つ確かめていくことが重要という意見、イギリスでは通告が来た場合にデータベースが活用されているという意見等をいただきました。

また、下にございます介入と支援の機能分化に係る意見といたしましては、児童保護とソーシャルワークが別物ではなく、保護機能はソーシャルワークの重要な機能の一つとい

う意見や、危険なケースは初期ではなく指導している途中で起こるため、介入と支援の分離を検討する際に考慮することが必要という意見、海外では行政機関から独立したコミッショナーが子供のニーズを把握して代弁者となるというような意見、また、イギリスでは裁判中に当事者で話し合いが繰り返されそれを踏まえた命令等がなされるなど、多様な意見をいただきました。

資料の説明は以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

漏れている御意見もあるかとは思いますが、言わば確認のための整理という形になるので、それ以外のことも提言の中には盛り込んでいく形にさせていただきたいと思えます。何かございますでしょうか。

よろしければ、先に進めたいと思えます。

それでは、議事に入っていきたいと思えます。今日は議事次第のところ大きく2つ書いてありますが、1つ目が議論のところ。2つ目が、前回皆様方から御了解をいただきました緊急提言の案を事務局でつくっていただいておりますので、それについての御意見を頂戴する形になります。

議題（1）が「児童相談体制」と「予防的支援」の大きく2つに分けてありますので、その2つを別々にそれぞれ説明していただいて、例えば児童相談体制について30分ぐらい議論をする、予防的支援について事務局の説明資料を説明いただいて30分ぐらい議論するという形で進めていきたいと思えます。そして、最後に提言案についても議論を進めて、今日は9時までには終わらせるという目標で頑張っていきたいと思えます。そんな形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続けて、児童相談体制の施策の方向性の検討を行うに当たって、検討の視点及びそれを踏まえた施策の方向性の案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、資料3と資料4を用いまして、児童相談体制に係る施策の方向性の案を御説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。通告窓口の在り方に係る検討の視点を記載してあります。

都の現状でございますが、御案内のとおり、我が国におきましては、都道府県の児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターと、それぞれが通告を受理するいわゆる二元体制

となっております。

近年、警察からの通告が急増しており、特に面前DV通告等、助言で終了するような比較的軽度な通告が児童相談所の業務を圧迫しています。

また、区市町村の子供家庭支援センターには、学校など地域の関係者から性的虐待など重篤なケースの相談が寄せられることもございます。

東京ルールに基づき、児童相談所と区市町村が相互にケースを送致する仕組みはございますが、通告を受けた機関がそれぞれ初期調査等を実施することとなり、また、送致する場合においても都と区市町村間で事前協議や事務手続が生じることとなります。昨年10月に開始いたしました児童相談所から区市町村への送致については、今年の3月までの半年間の規模感としましては、2,000件ほどという数字となっております。

通告内容と通告受理機関にミスマッチが生じる場合もございまして、初期調査や事案送致など虐待対応の業務量が増大しているという声があるほか、泣き声通告等で児童相談所の家庭訪問を受けた事実自体が家庭の心理的負担感を強める場合もあるということも言われているところでございます。

国の動向等といたしましては、平成28年の児童福祉法改正の附則におきまして、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方等を検討するといたしまして、平成29年に策定されました「新しい社会的養育ビジョン」においては、通告窓口を一元化する場合、通告を受ける機能を児童相談所、区市町村以外にも、都道府県が行えるように制度を改正するというような考え方も示されたところでございます。

平成30年に社会保障審議会児童部会の下に設置されました、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループにおきましては、自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について通告後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示するとしております。

その後、昨年度と今年度につきましては、この通告窓口の一元的運用に関する調査研究が国において進められているようなところでございます。

海外における参考事例といたしましては、前回の会議で山本委員から御紹介があったとおり、アメリカにおいてはコールセンターで全通告を一元的に受け付け、リスクに応じて対応を振り分け、リスクが高いものはアメリカで言うCPS、日本で言う児童相談所に近いような組織が調査しまして、リスクが低いものは市町村に送られるDR、D i f f e r e n t i a l R e s p o n s eが運用されているところでございます。

次のページをご覧ください。先ほど御紹介した前回いただいた意見や都の現状、国の動向、海外の取組を踏まえまして、今後の施策の方向性といたしまして、増大する虐待通告を適切な機関につないで、迅速・的確に対応するための取組を推進していければと考えております。

まず、都と区市町村がさらに連携し、虐待対応を一元的に行えるような方策を検討できればと考えております。具体的には、今年度から東京都と区市町村の連携強化のモデル事業といたしまして、練馬区になるのですけれども、区の子供家庭支援センターの中に東京都の児童相談所のサテライトオフィスを設置いたしまして、そこで区と都の児童相談所の情報共有や個別ケース検討会議の開催、通告対応における調査協力等を行っているところでございます。

こうした都の児童相談所と子供家庭支援センターが、一元的に連携が図れるような取組を推進していければと思っております。

また、海外の事例も踏まえまして、虐待通告の通告内容を踏まえて、対応機関を振り分けているというような話もございましたので、こうした取組として、サテライトオフィスで振り分けの試行をしてみたいということも考えているところでございます。

その上で、前回の会議の意見でも、危険な事案は初期ではなくて指導の途中で起こることもあるという意見もいただきましたので、もちろん援助継続中の相談事案の状況において、そのリスク等に応じて、児童相談所と子供家庭支援センターの相互の間で事案送致などの連携を図ってまいりたいと考えております。

2つ目といたしましては、今、申し上げた児童相談所と子供家庭支援センターの一元的対応、連携を推進することに関連いたしまして、都と区市町村が適切なアセスメント・情報共有をするためのツールや環境の整備をしていきたいと思っております。

具体的には、現在活用しています都と区市町村共通のリスクアセスメントシートの見直しだとか、通告の振り分けの試行を見据えました内容や基準の検討を進めていきたいと考えております。

また、相談情報のデータの標準化であるだとか、ICTを利活用いたしまして、人材育成やリスクアセスメントへの活用も進めてまいりたいと考えております。

あわせて、現在国において要保護児童に関する情報共有システムというものの開発が進められております。来年度、令和3年度に運用が開始されるというようなことでございますので、この活用につきましても図ってまいりたいと考えています。

最後に、増大する通告への迅速・的確な対応といたしまして、児童相談所と子供家庭支援センターの更なる体制強化や警察との連携を引き続き図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料4をご覧ください。介入と支援の機能分化に係る検討の視点についてお話しさせていただきます。

まず、東京都の現状についてでございますが、平成15年度から各児童相談所に虐待対策班というチームを設置してございまして、ここに児童福祉司や警察官のOB等を配置いたしまして、安全確認や一時保護など、初期対応から援助方針決定までの業務に対応しております。

ただし、ケースワークの継続性だとか、担当者間の引継ぎなどが円滑に行くよう、一時保護の必要がある場合など、援助方針決定後も支援が継続する見込みがあるような事案につきましては、初期から地区担当の児童福祉司も虐待対策班と協働しているところでございます。

こうした取組により、児童相談所の中で虐待対策班と地区担当が並走することで役割分担とケースの引継ぎ等の円滑化を図っているところでございます。

国の動向といたしましては、平成28年の新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告書において、通告が受理された事例の調査・保護等の措置を行う機能と措置後のマネジメントを行う機能を別の機関で行うといった体制整備が必要という見解が示されました。

また、平成30年の市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループにおいて、児童相談所が保護機能と支援マネジメント機能を果たすための体制整備を進めるとともに、質の確保・向上が図られるよう、第三者の視点も踏まえた見直しを進める仕組みが必要であるという見解や、地域で切れ目のない支援体制を構築するためには、児童相談所だけではなく市町村の体制を強化していくことが必要ということが示されました。

その後の令和元年の児童虐待防止法の改正におきましては、保護者への指導は、児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に行わせる旨の規定がされまして、一時保護を行った担当の児童福祉司とその後の支援を行う担当者を区分するような整理がされたところでございます。

国の流れの全体といたしましては、児童相談所における機能分化、児童相談所と区市町

村の役割分担に基づく機能の充実・深化を推進していくというような流れにある状況でございます。

海外における参考事例といたしまして、アメリカにおきましてはハイリスクケースはC P Sという組織が対応し、低リスクケースは市町村の子育て支援サービス等につなげるといことです。イギリスにおきましてはC S Cという児童相談所のような組織の内部におきまして、ケースの進行や内容に応じてチームが編成されているなど、一定程度の対応の分担が進んでいるようなところでございます。

次のページをご覧ください。こうした検討の視点を踏まえまして介入と支援の機能分化の在り方に係る施策の方向性をまとめているところでございます。今後、児童相談所が保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たしまして、区市町村との役割分担の下、初期介入から在宅支援まで、円滑に実施できる体制を整備していきたいと考えております。

まず、児童相談所における虐待対応の機能分化に関しましては、前回の会議でも様々な視点から御意見をいただいたところでございます。そこで、前回の会議の意見や都の今の体制、それからこれまでの国の動向も踏まえまして、今回、資料には2つのパターンをイメージとして記しているところでございます。

パターンAにつきましては、現行の体制である虐待対策班と地区担当という児童相談所内部の役割分担と連携の形を生かしつつ、虐待通告に対応するための虐待対策班の強化というところを推進していくようなものでございます。

パターンBにつきましては、前のページで紹介しました平成28年の国の専門委員会の報告書や、アメリカの取組も参考にさせていただいて、保護機能を既存の児童相談所から分離するというような案でございます。新組織は、初期対応と危機介入に特化した別機関、アメリカで言うところのC P Sのような組織を別に設置し運営するというようなイメージとして挙げさせていただいております。

虐待通告が急増する現状や児童相談所の役割などを踏まえて、虐待対応の機能をどのように、どこまで分化することが適当かの方向性について、委員の皆様には御意見を賜ればと思います。

また、2つ目の◆でございますけれども、増加する通告に対応するための対応力の強化も進めてまいりたいと考えております。具体的には、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員など、児童相談所の体制強化、一時保護所の入所定員の拡充やその環境改善、そして、子供家庭支援センターの体制強化なども進めてまいります。

加えて、支援的な機能も充実させるというところで、虐待防止や家族再統合に向けた保護者支援の充実も図ってまいります。具体的には、児童相談所における保護者援助プログラムの見直し・強化だとか、児童相談所と子供家庭支援センターの保護者支援の協働といったしまして、相互の心理職の連携や研修の充実等を進めてまいりたいと考えております。

最後に、子供の意見を聴く仕組みの検討も進めてまいりたいと考えております。前回の会議におきましても、海外では行政機関から独立したコミッショナーが子供のニーズを把握して代弁者になるというような御意見もいただきました。こうした取組も参考にいたしまして、児童相談所の援助に対する子供等の意見を聴取し、子供の福祉の観点から調整等を行う仕組みを検討していければと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、この児童相談体制では2つの論点がありますので、一括して両方やるか、それとも、それぞれの課題が割と分かれてしまっているものですから、15分ぐらいずつ分けて御意見を頂戴するようにするか迷うところなのですけれども、最初は分けてやってみてもいいですか。よろしいですかね。

それでは、時間が限られて、一つの論点で15分ぐらいになるかと思うのですけれども、まずは通告窓口の在り方について御意見を頂戴できればと思います。

山本委員、お願いします。その後に磯谷委員ですね。

○山本委員 窓口の一元化というのはずっと日本の中心的な課題の一つなので、ぜひ実現に向かって進んでいただきたいと思うのですけれども、何よりも業務量と通告件数の動向がかなり不安定な状態なので、一元化したときにどれぐらいの件数がどういうふうに来て、それに対する初期の対処までを考えると、今、児童相談所があっぴあっぴしている現状のなか、様々な体制について、標準業務量としてどれぐらいなのか、それができるという見通しの中で組んでいけるのかという準備が非常に重要かと思いました。

前回、情報が不足していたかもしれませんが、アメリカのC P Sの人員は全米で約3万6000人います。3交代制です。様々な部分的な業務の違いもありますが、そこが初期対応をやっているということから考えると、日本の約2.6倍の児童人口があることを加味しても相当な人員体制で組織化されているということがあるので、一元化はもちろん大事で、それによって初めて日本は通告が整理できると思うのですけれども、それに対応できる体制整備ということに関して、十分な準備とデータが要るかと思えます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

そういう意味では、このサテライトオフィスで先駆的にやってみて、件数などを見ていくのが大事だということにもつながりますかね。

○山本委員 もちろん、はい。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。

では、磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 質問になります。手短で結構です。

一つは、現状の通告の受け方なのですけれども、今、児童相談所に例えば通告が入ってきたときに、専門の人がいて受けているのか、それとも、たまたま電話を受けた児童福祉司が受けているのか、何か役割分担などがあるのかどうか、そこを確認したいというのが1点目です。

2点目は、このサテライトオフィスのイメージというものがあるのですけれども、先ほど練馬でやっているというお話がありました。これは拡大していった場合には、東京都で1つというイメージ、特に23区でも今児童相談所が出てきていますけれども、全体で1つという意味なのか、あるいは何か区市町村で1つというイメージなのか、どういうイメージなのかも教えていただきたいと思います。

○柏女部会長 今の2点について、事務局からお願いします。

○大浦福祉保健局担当部長<江東児童相談所長事務取扱> 江東児童相談所長の江東でございます。よろしく申し上げます。

現在、私どもの児童相談所では、電話が入ってくるのをまず管理の部署で受けます。管理部署で受けて、虐待の要素があった場合については、各地区の虐待対策班の児童福祉司に電話を転送するという形になります。また、もともと地区担当が関わっているケースについては、管理部署から地区担当へ電話を転送します。それから、189での入電については電話の音を変えていますので、直接189が入ると虐待対策班のほうで電話を取る形になっております。

○平見小平児童相談所長 小平児童相談所の体制についても補足させていただければと思います。小平児童相談所は虐待対策班を今年度から少し人数を補強して、初期の通告を今の江東児童相談所のように受けるということを始めしています。ただ、全部ではなくて、189と近隣からの電話ということをまずは対応としては受けていて、子供家庭支援センター

とか、そういった機関からの連絡であったり、病院からの通告であったり、そういったものについては、管理部署が最初に電話を受けるのは同じですけれども、管理部署から地区担当に振る形になっています。

また、本人からの相談などで判断に迷うようなものについても、まずは基本的には地区担当のほうに受けて、地区がいなければ対策班のほうも連絡を受けるというふうに補い合いながらやっているのが現状です。

○宿岩事業調整担当課長 2点目のサテライトオフィスの展開の話なのですが、この事業は今年度からモデル事業として開始されたところでございます。モデル事業をやっていく中でどのくらいの規模感で設置を進めていけるのか。当然、前提として区市町村の協力もいただいた上でやっていく形になりますので、その規模感も含めて考えていきたいと思っています。

○柏女部会長 御意見、いいですか。

どうぞ。

○影山児童相談センター児童福祉相談担当課長 今、委員の皆様方のお話を伺っていて、サテライトオフィスの説明をもうちょっとさせていただきたいのですけれども、通告窓口の一元化というよりも、通告を受けたそれぞれの児童相談所、あるいは区に入った相談を、その中で誰がどういうふうに対応するかという振り分け機能をこの中でやってみたいということで、必ずしも一本の窓口に全ての虐待通告を集中するという考え方ではないというところを補足させていただきます。

今、189であるとか、児童相談所、区市町村、それぞれの窓口が全く別個にございますので、これを完全に一本に絞って通告窓口とすることは、なかなか現実としては難しいのかなというところで、区に入った相談、あるいは児童相談所に入った相談、それを一緒にした中で、どちらが初期対応から始めていくかというところを、ある意味でアセスメントシート等を活用しながら振り分けをやっていきたい。そんなイメージでございます。

○柏女部会長 磯谷委員、御意見はいいですか。

○磯谷副部会長 大丈夫です。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

では、時間がかかなり限られているので。

○平見小平児童相談所長 申し訳ございませんが、少しだけ補足をいたします。小平児童相談所に関して、警察からの通告に関しては、書類通告は虐待対策班のほうで受けていて、

身柄付通告などは地域の保護が必要なものということで受けているという棲み分けもしていますので、補足です。申し訳ありません。

○柏女部会長 言わば、現状は児童相談所ごとにもばらばらだし、区と児童相談所でも窓口は二元化しているということで、これをモデル事業で一元化に持っていくことが可能かどうかという議論をここでしなければいけないということなのですが、今の事務局の話では難しいのではないかと御意見も現場のサイドとしてはあったということ踏まえて、御意見を頂戴したいと思います。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

この件に関して、一つは報告という形で、一つは意見という形で申し上げたいと思います。

報告というのは、事務局のほうで御説明いただいた国の動向の中の市町村と都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に関するワーキンググループ、これの一員として議論に参加しておりましたので、それについて補足といいますか、御報告させていただきたい。それから、それに基づいて意見を述べさせていただきたいと思います。

確かに事務局のほうで、自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について国のほうで整理し、具体的に提示すると、このようにまとめていただきましたが、必ずしもこのワーキングでは意見が一本化したとは私は捉えていません。逐語録でも出ていますので、それをご覧いただければ分かると思うのですが、ここでの議論では、とにかく通告の活発化を進めるべきだと。また、通告者がどちらかを判断しなければならない現行制度はどうか、一本にすべきではないかという意見は確かにありまして、大事だと意見が述べられました。

ただ、一方で、私などはそちらに属するのですけれども、日本の行政の仕組みや歴史、基礎自治体の強み、こういったことを考えて、日本の地域の在り方を前提としたときに、基礎自治体の強みとか、そういうものがなくなって、距離が遠いところで一本にするというのが果たしていいことなのかどうかという意見もあります。

山本委員がおっしゃってくださいましたけれども、相当の厚い体制がなければこれは回せないということになるだろうと。そういったことも含めて、最終的には政令指定都市のようにトップが一本、区の窓口と児童相談所の窓口と両方の組織が一体化できるところについては、まずやってみるということを考えてもいいし、その在り方については国のほう

でも整理するというまとめになっていたのではないかと理解しています。

実際のところは逐語録にも出ていますし、まとめも出ているので、御確認いただきたいと思います。

その上で、意見なのですが、5ページで都はこういうことを考えていると。それで先ほどのような御説明があったのですが、先ほどの意見と重なりますけれども、いずれにしても地域から離れるということが、果たして当事者を本当に救うことになるのか、子供と家族を救うことになるのかどうか。この辺りについては十分考えていかなければいけないのではないかと思います。

一元化が何を表すかというのは難しいのですが、窓口が一本になっていくということで、かえってたくさんの通告がばっと増えて、その中には実際にはそれほど重くなくても、通告者から見ると中身が見えなくて心配だというようなものが大きく増えて、調査し切れなくなる事態も発生する可能性がありますし、支援を提供するところと通告を受ける所との間で大きな距離感が出て来るとも考えられる。これを踏まえると、御提示いただいた子供家庭支援センターと都の児童相談所が力を合わせて取り組んで整理するというやり方が具体化されることは期待できるなといたしますか、そのような在り方を探っていただいて、具体化していただきたいと考えます。いずれにしても、地域から離れないというのがとても大事なことではないかと考えます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

大木委員、お願いします。

○大木委員 大木でございます。

私もすごくそう思います。全然話が別の種類になりますけれども、東京都の保健所がどんどん統廃合して、感染症を一元化して、感染症対策係をやって、今回のコロナの対応についてはその失敗だったなと個人的には思っています。同じ轍を踏まないかということをととても心配します。

何を一元化したいか。データベースがちゃんとあって、アセスメントが共有できることが、私は一元化の大事なメリットなのではないかと思うのです。場所とか人が1か所にいるから一元化ではなく、そもそものデータベース化ができるかとか、アセスメントを共有するような仕組みができるか、そこを一緒に考えないと一元化が実現できないのではないかと思います。

それができた上で、今のモデル事業のサテライトオフィスのように、可能であれば、全区市町村の子供家庭支援センターや児童福祉のセクションに東京都の児童相談所の職員もいて、データベースを共有しながら、アセスメントを共有しながらやっていけるということが必要なのではないかと思います。小さな区市町村、檜原村とか瑞穂町だから、そこは西多摩郡で統合していいという話ではないような気がします。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

磯谷委員、どうぞ。

○磯谷副部会長 一元化については、今、皆さんから御意見があったとおりでと思います。

要するに、場所というよりも情報を集約するところが重要なのだろうと思います。

ただ、その場合に、東京都の場合は、東京都と区市町村、そして区の中でも児童相談所を持っているとかということがあって、情報の取扱いについて、果たして現状のままできるのか、あるいは国のほうで一定程度個人情報保護の規律を考えてもらう必要があるのか、ここは在り方によっても随分違って来るかと思えます。私も、それぞれの区などに1つあったりするイメージなのか、あるいはもう少し統一するのか、どちらがいいかは今は何とも言い難いと思えますけれども、いずれにしても、どういった形を取るかで個人情報の仕組みが変わってくると思うので、そこは留意をする必要があるかと思いました。

○柏女部会長 山本委員。

○山本委員 コールセンターのイメージですけれども、大規模なコールセンターというのはあり得ないのです。アメリカのコールセンターも都市部と郡部で違いますけれども、基本的に大都市であれば中学校区に1つぐらいです。ですから、今の児童相談所よりも密度が高い配置です。それがコールセンターの基本です。

確かに、その地域によって割り振り方も対応の動き方も関係機関のスピードもみんな違うわけです。それに対応しているということであれば、ただ通告の情報を一つにまとめているだけではコールセンターの意味がないので、そこはぜひ前提として御理解いただけたらと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

色々御意見が出てきました。最終的な報告書がどのような形になるのか、まだイメージができていないのですが、少なくとも一元的な対応をすることの必要性は共通していたけれども、そこに行くにはまだまだたくさんの論点がありそうだということです。例えば報

告書の取りまとめ方については、後からまた事務局と話し合えばいいと思いますけれども、まずは将来的な方向性はこうだと方向感を出す。でも、それをやろうとすると、例えば人数が少な過ぎるとか、異なる自治体間、公共団体間では難しいとか、様々な論点がある。ですから、当面はこうしていく、というような3段階に分けたまとめ方が必要なのかなという感じがしながらお話を伺っておりました。

いずれにしても、そういう意味ではこの練馬区でのサテライトオフィスの実践は、論点をあぶり出すためには大事な実践なのかなという思いで聞かせていただきました。そのようにまとめ方を事務局のほうでも議論をしていただけるといいかと思いました。ありがとうございました。

それでは、次の介入と支援の機能分化についての御意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 宮島委員提出資料をまた読んでいただけたらと思いますけれども、まず、言葉の混乱を防いでおきたいのですが、今、厚生労働省もこれについて言及した資料を出していきまして、児童相談所の介入機能と支援機能という言葉が出ていますけれども、もともと社会福祉のソーシャルワークにおける介入、インターベンションというのは、プランニングをした支援を実際に実行行為に乗せて届けていくプロセスを言います。したがって、支援に入る言葉です。

今、日本が使っている介入というのは、親権に対して、保護者の同意もへったくれもなしに、初めから安全確認から乗り込んでいって割り込んでいくというように、軍事介入とかああいう意味の専門用語として介入という言葉がもともとあるので、すごく混乱しやすい。

では、アメリカでこの意味での介入をどう呼んでいるかということ、コントロールと言っている。子供の安全のコントロールなのです。ですから、日本のように割り込んでいって何かするというプロセス、この一部分だけを取り上げるのではなくて、社会が責任を持って子供の安全をコントロールするというニュアンスで説明されているので、この場ではこれから色々な言葉が出てきそうなのだと思いますけれども、そこは慎重に定義を確認しながらしたほうがいいと思います。

そこで出てくる保護機能と支援マネジメントですが、一つのケースの中で、初期対応が保護機能で、その後、支援が続くというイメージがどうしても日本にはずっとありますけ

れども、本当はこれは並行しているもので、社会が子供の安全をコントロールしている機能と家族の維持を支援している機能、両方を持っていることが大前提なわけです。ですから、途中でも子供の安全に問題があったら通告があって、保護機能が動く。子供の安全についての第1段階が終わったらもちろん支援に行くのですけれども、常時子供の安全のコントロールと家族維持の支援とが並行して行われているというのが基本なのですね。

日本の場合、それらを一つの機関でやるから、初めにいわゆる介入があって、その次に支援が行くという順番ができてしまっているのですけれども、これについては全体のイメージとして整理が要るかと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員のすばらしいレポートを読ませていただきまして、用語については少し定義をしながら、どうしてもここはもう法律学、あるいは福祉学の方、心理学の方、保健学の方、色々な方がいらっしゃり、その学問ごとに定義が当然違っておられますので、そこも気をつけてやらないとならない。虐待問題は学際的な支援が必要になってきますので、どうしてもこの問題を避けて通れないですけれども、今、かなり政府のほうも混乱しているようですので、そこはこちらではできるだけ正しく使っていきたいと思っています。ありがとうございました。

松原委員、お願いします。

○松原委員 まず、7ページのパターンBのことについて発言させていただいて、それから、相談体制が2点の柱で終わってしまうのは不安があるので、新しい柱について話をさせていただきたいと思います。

まず、パターンBの話ですけれども、これをつくろうとすると、児童福祉法第33条の児童相談所長の権限の解釈の仕方をどうするのか、新組織はどういう組織に置くのかということを中心に整理をしないと、なかなか現実的に置くことができないのではないかと思います。

これが私の感想で、ここから先、2点目の意見になるのですけれども、安否確認はある地方自治体が48時間ルールをつくって、それが国の制度になりました。一応、時間のセットがされております。一時保護についても、原則2か月以内と時間のセットがついております。

しかし、前回の高岡さんのレポートでは時間がなくて、そこは十分コメントされていな

いのですが、アメリカでは保護の後のどういう処遇をするかという決定には何日以内、在宅でやっていたらたしか90日で判断をするというのがあって、一方、日本の児童相談所にはこれがない。一時保護も親が反対しないと特に時間のセットがありません。

それから、プランニングの話はこの項目の中で準備されていると思うのですが、在宅支援の実施においてプランニングがきちんとできていない。いつ、どう評価するのか、これが明示できていない。ただし、これは現行の法制度を変えなくてもできるはずなので、東京都がやるという決断をすればできることではないかと思うのです。

もう一つ、施設措置をした場合に、これは口が過ぎるかもしれませんが、それで一件着地的な感覚があるのではないかと考えていて、本来は自立支援計画を立てることになっていますけれども、なかなか十分に立てていない。1年単位で計画を見直していくということもなかなかできていない。それもいつまでの期間でやるのか不明確なため、ずるずると長引いてしまうということになってしまう。これもアメリカのように司法的な関与がありませんので、誰が児童相談所と一緒に判断するかという論点はあるのですけれども、きちんとそういう部分のめり張りをつけて、その時点での評価をきちんとしていって、子供のパーマネンシーとか子供の安全・安心を確保していくということは、児童相談所の一つの大きな仕事になるのではないかと考えています。

そのことが前回も発言できませんでしたし、2点の中になかなかこのままだと含み込まれない懸念があったので、発言させていただきました。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。

ここで言う介入と支援も全部含めた一連のプロセスを期限も決めながら計画化していく。そして、それをレビューしていくという仕組みが必要なのではないかということでしょうか。

分かりました。とても大事な、言わば3つ目の論点になるかもしれない、あるいは全体を通じての論点になるかもしれないテーマだと思いました。ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 先ほど、山本委員がおっしゃっていたところと重なってくるのですけれども、私の問題意識というのは、学問的には全然どう受け止められるか分かりませんが、現実問題として、保護者の支援などに関わっている児童福祉司が色々な意味で巻き込まれていって、なかなか判断あるいは決断がつかなくなったり、ずるずると時間がたってしまった

り、そういうところを現場で目の当たりにしてきたものですから、実際に親と関わって支援をしていく立場の人と、これは危ないから今は分離をする必要があるのではないかという見方をする人を分けないと、タイミングを逸してしまうのではないかと考えています。支援をする人と、これが正しい言い方かどうか分かりませんが、介入する人と、ある意味でそういうふうなところの視点を分ける必要があるのだらうと考えてきたのです。

ここに書かれている部分は、先ほど山本委員がおっしゃったように、実際に支援をやるのと並行して、ほかの目できちんと子供の安全を見る態勢を確保するべきだと思うのです。時系列的に最初に保護があって、その後に支援があって、そこをどう分けるかという議論ではないと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 報告と意見を述べさせていただきます。

また、今回提出した資料はこの会議のために書いたものですが、本当に稚拙なものです。読んでいただいて、用語の整理が大事だということ等についても取り上げていただいて感謝を申し上げます。

国の「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたWG」では、支援と介入を分けるべきだという強い意見がありました。主な理由は、そのほうが、支援がうまくスムーズにいくだろうということでした。対立的になった後に支援ができるのか、支援を意識するために弱腰になったり、判断が甘くなったりするのではないかと、そういうことを考えれば分けるべきだという意見が当然のこととしてありました。ただ一方で、そこで使われた言葉ですが、支援と介入はパラレルの関係なのではないか、連続するものとして考えるべきなのではないかという意見も当然ありました。そういう経緯から、やはり報告書では両論併記になったと思います。

子供の安全を守る、子供の人権を守ることが最優先というのは当然のことだと思いますが、一方で、それを大上段に振りかざしてただ対立的になることが子供を救うのか。あるいは、それによって保護者が子供を隠すとか隠蔽することになってしまえば、なおさら危険が外からは分からなくなってしまう。そういったことも当然踏まえないといけないのではないかと考えています。

そこで、意見ですが、前回のときに一旦判断を保留してちゃんと考えるべきだということを述べまして、それを前回の議論の中にあつた意見ということで事務局からも報

告していただいてありがたいと思っています。

どうしても一番欠けているのは、調査もしないで判断しているといったことが実際に起こっているということです。重要なのは、安全確認とか傷痕とか現認ということが言われたために、「これからお話を伺います」、「今はまだ判断できていないのです。ですが、お子さんのこと、御家族のことを考えたら、ちゃんとお話を伺わなければならないのです。」ということ、聞き取りをすること、単に目で見ただけではなくて、対話することが非常に大事なことだと思うのです。

日本のこの分野のソーシャルワークでは、調査が行われなくて、対話がないままで、いきなり決めつける。支援プランも提示しないということが残念ながら起こってしまっています。ここが一番危ないところで、きちんと決めつけずに調査するべきだということが分かる、色々な仕組みや発信にする場合には、これを示す必要があると思います。

このことが、他の福祉分野では、調査やニーズ把握ということがあって、最良の方向性を当事者と話し合っ探っていく、それで最良の判断を導いていくという意味決定支援が主流になっている。にもかかわらず、児童の福祉だけは全く取り残されてしまって、違う方向を向いている。これはよくよく考えるとおかしいのではないのでしょうか。もう少し、この点を、危機感を持って捉えなければいけないと考えます。

日本には社会があるのか、対話があるのかと言われますけれども、やはり対話というものが文化ですから、一方的な決めつけになりやすい。この辺りを十分に考えて、仕組みとする必要がある。

支援についても、非常にスケールの小さい話になっている。実際には生活の基盤を失っているとか、孤立しているとか、そういうこともいっぱい起こっている。そこで子供家庭福祉だけではなくて、様々な領域での支援を行うことが必要になる。

実際にその方の子供と家族を助ける、助けるというのも上から目線ではいけないと思いますけれども、今の状態から何とかいい方向に持っていくためには、生活の基盤をつくる、住まいを確保する、経済的な下支えがちゃんとできているのか、そういったことも確かめた上で、それをどうやったらこの子供に保障できるのか、保護者の方に保障できるのか。そういうことで支援を組み立てていかないといけないでしょう。

そういうことも念頭に置いた上で、様々な機能をどう組み合わせ提供できるようにするかが大事なのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

どうもこの介入と支援のところは、言わばソーシャルワークの中にも当然法的行政介入と支援的なことがあるわけですが、支援といったときに、ソーシャルワークのときの支援はあまり考えられていなくて、心理教育的な支援とか、親支援のプログラムとか、そういうことが支援の中に込められてしまっていて、ソーシャルワークそのものは支援のプロセスなのだけれども、それらを分けたほうが良いというのは本来論理矛盾ということもあり得るのかなど。

だから、心理教育的な支援であれば、またそれを誰がどこでやるのかを考えていくというのはあり得るのだろうと思いますが、これも用語の問題が整理されていないために起こっている混乱の一つかとも思いました。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 私は福祉の専門ではなくて保健の専門なので、ちょっと違うのかもしれないですけれども、保健師の支援の中で考えていっても委員の皆様の意見と一緒に、いわゆるケースワークの中にセパレーションの限界を判断するということが出てくる。地域で関わっていると、そのしんどいところを、やっぱり無理、ここはぎりぎりだからセパレートだよということのやり取りを保護者とちゃんとやれたら、その後、再統合のタイミングを考えたり、すごく頻回な引取り要求があったときでも、あのときはあんなにしんどかったのではないかという話をしたりと、そこを一緒に関わりとして支援として入っていたからそこができるというふうになると思うのです。保健所の保健師は権限がないので児童相談所とは立場が違うと思うのですけれども。

磯谷委員がおっしゃっていた、そのアセスメントがずるずるとなってしまう部分について、重要なのは、スーパーバイズやグループスーパーバイズの仕組みがちゃんとあるか、一人で判断しない仕組みが担保できているか、そこがむしろ重要なのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。大体皆様方から御意見を頂戴して、これも方向性は、用語の問題は別にしても、ソーシャルワークとしては一続きというか、そこは大事にしなければいけないけれども、途中で抱え込んでしまったりするようなデメリットについてはスーパービジョンの仕組みなどが必要になるし、法的に強制介入をすることは、これはソーシャルワークの一環ではありますけれども、児童相談所長が行う行政権限の行使ということで

ソーシャルワークそのものではないわけで、そこは分けるようなこともあり得るのかどうか。色々な可能性が出てきているかなとは思いますが。少し議論を整理していただけるとありがたいかと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の課題に移りたいと思います。次は3つの論点に分かれておりますので、少し時間を取りたいと思いますので、説明はできるだけコンパクトにお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○吉川家庭支援課長 家庭支援課長の吉川です。

資料5、資料6、資料7で御説明をさせていただきます。まず、お手元に資料5の御用意をお願いいたします。

予防的支援については、3点論点としてありまして、まず、1点目の在宅支援サービス・母子保健サービスの充実でございます。

現在の都の取組でございますけれども、妊娠期からの切れ目ない支援ということで、具体的な事業名を挙げさせていただいておりますが、妊娠相談ほっとラインの実施、また、とうきょうママパパ応援事業による区市町村への補助、乳児家庭全戸訪問・未就園児全戸訪問等の補助、また、アウトリーチ型食事支援ですとか、在宅子育てサポート事業で在宅に家事援助などの支援を実施しているところでございます。

また、平成31年の4月に施行されました都条例では、健康診査の受診勧奨に応じるよう努めるということで努力義務化し、保護者の責務として定めたところでございます。

しかし、就学前の未就園児が虐待により死亡する重大な事案が後を絶たない状況でございます。

平成30年度の都児童虐待死亡事例等検証部会の報告書で検証した事例を見てみますと、虐待死のうち、乳幼児の割合と健診未受診の割合が高くなっているところでございます。記載のとおり、乳幼児の割合は3歳以下が約78%、0歳児については約56%ということで、半分以上を占めている状況でございます。

国の動向としては、平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度では、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした事業を地域の実情に応じて実施というところで施行されております。

また、平成28年6月に公布されました母子保健法の改正では、子育て世代包括支援センターを法定化したところでございます。

海外における参考事例として、前回、増沢委員からも御説明がありましたが、こちらではイギリスの事例を挙げておりました、アーリーヘルプの考え方によりまして、早期に関わることで家庭と協働して問題を解決していくという考え方が理念としてあるというところでもございました。深刻な状況に至る前に支援することで、保護者は支援を受け入れて、子供の安全と健全な発達に向けての協力関係が成立しやすくなるというお話がありました。

参考までに、家族関係支出の対GDP比を掲載しておりますけれども、日本はイギリスの約2分の1以下ということで、イギリスに比べれば少ないという状況でございます。

次のページが施策の方向性でございます。2点挙げております。

1点目が、地域での子育てニーズの把握と妊娠期からの切れ目ない支援についてでございます。

現在取り組んでおりますとうきょうママパパ応援事業の取組促進と更なる充実を図っていただければと考えております。区市町村の各事業の取組状況を踏まえながら、実施自治体の取組事例を紹介するなど、一層の促進を図っていただければと考えております。また、未就学児童がいる御家庭への家事・育児支援を通じた予防的支援についても、例えば年齢の拡大など対象者についても充実を図りながら、支援の充実を図っていきたくと考えております。

また、所属がない未就園児がいる家庭への訪問の推進ということで、国のほうでは平成30年度から未就園児の全戸訪問事業に取り組んでいるところでございますが、全国を見ても、都内においても、区市町村の取組がなかなか進んでいない状況でございます。予防的支援につなげるために、多くの区市町村で積極的に取り組まれるように、都としても支援の充実を図っていきたくと考えております。

次に、子供食堂における見守りの強化でございます。都内の子供食堂の取組も年々増えてきておりました、中には区市町村の見守りのネットワークとして御活躍いただいている事業もあります。こうした子供食堂についても家庭の見守り、また、配食・宅食の際の見守りなどに取り組んでいただくように支援の強化をしていくことで、必要な家庭を支援につなげる食堂の取組を支援していきたくと考えております。

2点目が、在宅支援サービスの財政支援でございます。

こちらでも国のほうで子ども・子育て交付金などでの在宅サービスへの財政支援が行われているところですが、さらなるサービスの充実のために、抜本的に充実について国のほうにも要求していきたくと考えております。

続きまして、資料6の子供家庭支援センターの相談体制の強化でございます。

都の現状でございますが、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーについては、補助上限人数を拡大しております。平成21年については1名増配置、また、児童人口に応じた増配置についても、段階に応じて児童人口の基準を引き下げて支援をしているところでございます。

子供家庭支援センターの相談体制や取組を充実させる支援として、加算配置などについても取り組んでおまして、心理専門職の配置、また、虐待対策コーディネーターの配置、また、主任虐待対策ワーカーの配置についても支援をしているほか、要対協事務クランクの配置支援なども行っているところでございます。

ただ、虐待対応件数については、東京都も増えておりますが、区市町村での対応件数についても年々増加しているところでございます。

また、死亡事例検証部会においても、平成30年度の検証部会で報告された内容ですが、区市町村においては、妊娠期からの切れ目のない支援の強化に向けて、環境を更に整備・充実させること、また、東京都については、子供家庭支援センターの職員の専門性向上を支援していくことと提言がなされているところでございます。

国の動向といたしましては、平成29年度に子ども家庭総合支援拠点の設置が開始されました。また、令和元年8月には、社会保障審議会の児童部会専門委員会で市町村の相談体制の強化と職員の資質向上として、「専門職の配置も含めた体制の充実と強化」及び「適切な対応につなげるための相談技術の向上」を図ることということでまとめられているところでございます。

海外における参考事例でございますが、こちらも増沢委員からの紹介がありましたとおり、人口当たりの児童相談機関の職員数が少ないことが指摘されているところです。児童相談機関職員1人当たりの人口を比べますと、東京都はイギリスの5倍以上というところで、1人当たりに相当する人数が大変多い状況です。

それを踏まえまして、次のページ、施策の方向性でございます。3点挙げさせていただいております。

1点目が、予防的支援に対応するための人員体制・相談体制の強化でございます。子供家庭支援センターにおける職員の増員と専門人材の配置支援を行っていければと考えております。

具体的には、ひとり親家庭ですとか多胎児・多子世帯、また、養育者が10代などの予防的支援が必要な家庭を対象に、虐待リスクが高まる前の段階で訪問や関係機関との連携

により状況把握を行い、必要な支援につなぐための職員を配置できればと考えております。また、医療機関や保健機関とのきめ細かな情報提供や連携強化を図りまして、早期支援につなぐために、保健師などの配置についても支援ができればと考えております。

区市町村において、こうした予防的支援に携わる職員の配置が現時点では基準は明確にされておきませんので、こういった職員の適正配置がなされるように、国のほうにも要求していきたいと考えております。

また、子供家庭支援センターにおけるオンライン相談などの導入についても、支援ができればと考えています。

2点目が、困難ケースへの対応力向上のための専門性の強化でございます。

2つ目の矢印にも記載のとおり、親支援プログラムの実施について充実を図っていただくと考えております。現在は児童相談所のほうでも保護者指導について取り組んでおりますけれども、子供家庭支援センターにおいても親支援のプログラムなど、必要な支援について実施できるように、支援を充実していきたいと考えております。

また、区市町村職員の児童相談所への長期派遣の受入れですとか、短期実習の実施、合同研修などの充実も図っていただきたいと考えております。

続きまして、資料7でございます。こちらは要対協の機能強化についてでございます。

都の現状といたしましては、都内の全区市町村が関係機関等で構成されるネットワーク、要対協を設置しているところでございます。

都内では、子供家庭支援センターが要対協の調整機関を担当しております。ただ、増大する登録ケースの進行管理ですとか関係機関との頻繁な会議の開催にかなり負担があるという状況でございます。

また、児童福祉法では、要対協は関係機関に対して情報提供の必要な協力を求めることができるということで、できる規定ではございますが、規定されているところです。しかし、関係機関の応諾については、なかなか協力が得られず、調査が円滑に進まないということも発生しております。

また、都では、要対協の体制の機能強化といたしまして、先ほどの子供家庭支援センターでも紹介しましたが、要対協の事務クランクの配置支援ですとか、地域ネットワークの巡回支援事業を行いまして、保育園などを巡回するような巡回支援について取り組んでいるところでございます。

国の動向といたしましては、児童福祉法の改正により、平成16年に要対協が法定化さ

れ、平成21年には要対協の設置の努力義務化、平成29年には、要対協機関に専門職の設置や研修の実施により専門性を確保するということが規定されております。

また、児童虐待死亡検証事例等検証部会の報告書では、関係機関の情報共有・連携の不足について指摘をされているところでございます。具体的には、個別ケース検討会議を活用して関係機関間で迅速、適切に情報共有し、アセスメントすることが必要であるとか、地域の関係機関が主体的に協働して支援することが重要であるということで、指摘があるところでございます。

また、海外における参考事例として、イギリスでは、こちらも増沢委員からの御紹介がありましたが、LSP、Local Safeguarding Partnersという機構、これは日本で言う要対協に該当するというような御説明がありましたが、その中では、各機関で影響力のある代表者が兼任ではなく専任で組織を構成していて、同一のポリシーの下で、施策の検討や支援の内容の評価・改善勧告、死亡事例の検証などを行うという御紹介がございました。

これらを踏まえて、次のページ、施策の方向性でございませけれども、3点挙げております。

1点目、迅速・的確なケース支援に資する要対協の調査権限を強化していきたいと考えております。関係機関の要対協による調査への回答応諾を義務化できるように、現状のできる規定ではなく、義務化するべく、児童福祉法の改正を国に要求していきたいと考えております。

2点目、要対協の体制強化でございませ。予防的支援を強化するために、関係機関が協働して子供を支援していくという関係機関の責任を明確化するよう国の方には要求していきたいと考えております。また、要対協が各機関に対して勧告・人材育成・事例検証等ができるようこちらの方にも法定化に向けて国に要望していきたいと考えております。

調整機関である子供家庭支援センターをはじめ、各機関からの職員を専任で配置することによって調整機能を強化していきたいと考えております。現状は、関係機関の代表者が会議の都度集まる、兼任や専任ではない形の会議体でございませ。専任職員を配置することによって、支援中のケースの進行管理を徹底するとともに、時期を逸することなく個別ケース検討会議を開催して、各機関の連携強化が図れると考えております。

また、要対協への専任職員配置や人材育成の体制強化に係る財政支援についても、国の方には要求していきたいと考えております。

また、関係省庁や関係団体、弁護士会、医師会、経済団体などで構成される国レベルの協議会の実効性を確保した運用についても国のほうに要求していきたいと考えております。既に設置されている類似の会議もあるようですが、実効性を確保した会議体として運用を要望していきたいと考えております。

3点目、構成機関との連携強化のための情報共有体制の構築としましては、要対協の構成機関の緊密・迅速な連携体制の構築を図っていけるように、オンライン会議開催に係る環境整備の支援などを検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

時間の関係で、最後は15分ほど緊急提言にかける時間を取りたいと思いますので、3つの論点が挙がりましたが、各10分で進めていきたいと思います。

最初に、在宅支援サービス・母子保健サービスの充実のところについて、何か御意見はございますでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 体制強化のためには、それなりの人員体制が要ることはかなりはっきりしていて、これは国に対して要望を上げていくということなのですが、それに関する根拠というか、こういう基準でこういう配置が要るのだということを要求するベースラインが要ると思うのですけれども、それについては何かお考えがありますでしょうか。

○柏女部会長 質問ということによろしいですか。

お願いします。

○吉川家庭支援課長 子供家庭支援センターの適正配置の国への要求の件によろしいでしょうか。ありがとうございます。

資料6の2枚目に「区市町村における予防的支援に携わる職員の適正配置の検討【国】」と記載させていただいております。私ども東京都といたしましても、どのぐらいの体制が適正なのかどうか、まずは検討していく必要があるなと考えておりますので、東京都でも検討を重ねた上での国への要求と考えております。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

他、どうでしょうか。

宮島委員、お願いします。在宅支援サービス・母子保健サービスのところです。

○宮島委員 ありがとうございます。

一番大事なところだと思っています。それこそ、近年、日本の児童虐待対策が見直された事件があったわけです。野田市で起きた事件とか、香川県から目黒区への引っ越しを伴う事件とか。しかしながら、ここ最近で報道されている今年の6月、7月の事件は、それに匹敵するぐらい重い事件だと感じています。千葉県の市原市で10か月の子が体重5キロを切っていたという事件や、また、東京で起こってしまったわけですがけれども、大田区で20代前半の女性が3歳の子供を置いて出かけ、亡くなってしまった。ほかにも、生後3か月の子供が、30代の女性が仕事のために出ているときに亡くなった事件が数日前に報道されましたけれども、この新生児についてはトイレで自宅分娩したという経過だったと報じられています。大学を中退し、実家との関係が切れて、子供を一人で育てながらやっていたと思うけれども、亡くなってしまった。誰が悪いというよりも、こういう困難を抱えている人にちゃんと支援が届く社会といいますか、体制をつくらないと子供を守れないし、保護者を加害者にしてしまう。本当にここに力を入れることが大事だと改めて思っております。

このとうきょうママパパ応援事業の中にどういうものが含まれているかを私は十分把握し切れていないわけなので恐縮ですけれども、東京都は乳児家族全戸訪問事業とか養育支援訪問事業などの実施数がかかなり多いという記憶です。地方の実施例を見ると、事業はあるのだけれども、実施件数がゼロだったり、1桁だったりする。相当人口規模が大きくて財政力があるところでもそういう状況がある。すでに力を入れているこれらの事業を更に充実させて、当事者に届くようにしていくことがとても大事だと思いますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思います。

その上で、細かいところで恐縮なのですが、この方向性の中に子供食堂も特出しして言葉として挙がっています。この事業の重要性はそのとおりだと思いますし、住民が参加することの意味も大きいと思うのですが、ファミリーサポートとか、子供のショートステイとか、こういったこともすごく大事なことです。ある一つの言葉が特出しされると他が見えなくなってしまうということがないように思いますので、ぜひともそういうものも見える形での提言にしていきたいと思います。

ある意味、この専門部会より、この後の社会的養護の部会の検討になるかもしれませんがけれども、住民に近いところで里親制度を、そういったニーズを担っていく制度にすることが重要で、都道府県に頑張れ、委託率を上げろと言っても無理で、区市町村と近似性のある、それこそ新しい里親制度をつくっていくというような方向性があるといいので

はないか。過去に東京都では短期里親という制度をつくって、そのようなニーズを拾おうとした歴史もあったと思います。それこそ東京都区ではショートステイ事業を里親でもかなり活発にやっている例があるとも聞いていますので、そういったものもぜひとも広げていただき、困難を抱えている孤立しがちな親子を本物のサービスにつなげて、支援を実質化していくということをぜひとも目指していただきたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

先ほど宮島委員がおっしゃった事例などは、ショートステイの要件を緩和してもっと使いやすくしていけば防げた問題だと思います。そういう意味では、高齢者のほうではいくらかでもショートステイが使えるわけですけれども、子供の場合は限定されている。それから、親が子供を置いて出かけるなんてみたいなのがまだまだ残っているので、なかなか難しいところかと思いました。

松原委員、お願いします。

○松原委員 2点あります。

一つは今のことに関わって、東京は少なくとも他の自治体から比べて豊かにサービスがあると思うのです。ただ、他の自治体と同じようにアクセシビリティが悪い。親のほうから行かないとサービスが利用できない、しかもワンストップになっていない。ましてや、こちらからリーチアウトしていったサービスを利用してもらう高齢者福祉分野のケアマネジャーのようなものがないので、利用はなかなか進まないというのがあって、これは何か利用促進をする具体的な提案が今回できるといいかなと思います。

もう一点、区市設立で東京都の直接の管轄ではないのですけれども、こういう議論をしているとどうしても母子生活支援施設の話が埋もれてしまいます。今、特定妊婦の受入れも母子生活支援施設でしているところがあるので、ここの部分でのいわゆる家族丸ごと、家族といっても母子なのですけれども、これに対して支援を提供できる、しかも、身近な場所でまさにワンストップで色々な支援を提供できるし、一緒に出かけていったアクセスができるということもあるので、母子生活支援施設についてもどこかで一言入るといいかと思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 「母子保健サービスの充実」とタイトルに掲げてあるのですが、中身があまり母子保健サービスではないので、そのところが気になります。

今回のコロナでも自粛期間に乳幼児健診が個別委託をされていたりして、健診の受診率も下がっていたりして、徐々に回復はしてきているようなのですが、東京都内のほとんどの自治体が直営で健診をしていて、妊娠届時にちゃんとパパママで全数面接ができるというのは物すごく大事な体制で、そこで全員の子供たちに会えるという前提があって、その後のサービスがつながっていているし、児童福祉の支援につながっていけるのだと思うのです。

でも、今回のようにコロナのようなことがあると、そこが外出しされやすいので、各区市町村の、基礎自治体の事業なので、東京都が広域的に口を出すのは難しいのかと思うのですが、ぜひ母子保健サービスを直営で自治体がきちんとゼロのところから出会えるということを大事にしてほしいなと思うのと、できればそこに人員をつけてほしいというのは切実に思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

私は千葉県の現場で、子供家庭支援センターと子供発達センターと利用者支援専門員と母子健康包括支援センターで気になるという人の事例を出してもらってケースカンファレンスをすることがあります。そうすると、見事に重なる。そこでケアプランを作成して支援していこうということができるので、そういうことなども重要だと思います。先ほどケアマネジャーのような存在というお話がありましたけれども、子供の分野は本当にそれがいないのが私は最大の問題点だと思っているので、少なくともそれができるような体制を提言していけるといいかと思いました。ありがとうございます。

次に移ってもよろしいでしょうか。次は、子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化の関係になります。これについての御意見がございましたらお願いしたいと思います。

何かございますか。

○平見小平児童相談所長 私どもの小平児童相談所は市の自治体を管轄していますので、現状をお伝えできればとっております。

子供家庭支援センターはかなり現場の職員は頑張っていますけれども、実際に非常勤の職員が多かったり、心理職員もケアワーカーとして働いていたたりして、なかなか実情とし

で難しいところがあります。

また、アウトリーチで訪問に出られない体制がまだあるというところもあって、そういった先ほどの適正配置というところは、市部の管轄する児童相談所としてもぜひやっていきたいなど、お願いしたいなと思っているところです。

補足でお伝えさせていただきました。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。

何か御意見はございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員 今の御発言と重なるかもしれませんが、基本的に子供家庭支援センターの業務フローですね。どんな職種の人がどういうふうに支援に動くか。確かに訪問にどれぐらい行けるのかとか、どんなところでその親と接触できるのかとか、基本の業務構造や業務フローが見えていないと、これだけの人員が必要とか、こういうサービスをするにはこの体制が要りますということが見えない。

人数は増えていっているし、体制強化の流れはずっとあると思うのですがけれども、個別に、例えばこういう人が来たら、こんなサービスがこういうふうに提供できるという、そういう基準はまだあまり見えていない気がするので、ぜひそういうものを。

これも元の基礎データですね。その基本線があって要求していくとか、体制整備を変えていくとかということが要るかと思います。専門職の配置というけれども、その専門職かどういうことまでするのか、そういうところを置いておく必要があるかと。

区市町村の場合、どうしても常勤職員を雇用すると、いわゆるラインとして階層が上のポストに上がって行ってしまいますね。ずっと同じポストに万年いることはないので、そういう人材育成や人員配置の流れもどんなふうにマネジメントするのかわかるようにしておかないと。非常勤が何で多いかという、ある意味、その人たちをずっとそこで固定できるからですね。そこは違う考え方があるとすれば、考えを具体的に出さないと見えにくいかと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

いずれにしても業務分析をちゃんと行わないとエビデンスが出ないというのは、それはどこでも同じことで、その積み重ねをここでやっていかなければいけないということなのだろうと思います。

他にはいかがでしょうか。

増沢委員、次に宮島委員。

○増沢委員 遅れて申し訳ございません。

子供家庭支援センターは、要は地域で言えば区市町村の役割ということになるのですけれども、早期支援で重要になるのは、とにかく業務の中に訪問支援をどれだけ組み込めるか。実際の話、訪問支援はほとんどできる状況ではないのではないかと思います。

今回もコロナ禍で食事支援等を届けるというところに、実は財界の方々から寄附があって、子供家庭支援センターのほうに連絡して、子供に食事を届けたいけれども、どうしたらいいかと相談した事例がありました。

ところが、そういうときに子供家庭支援センターはなかなか動けないですね。業務規程の縛りがあって、自由にネットワークを軽く動いていけない。そういうときに、民間の、例えばNPOの子供食堂といったところと連携して、実効性のある支援を届けることができる状況にならなければいけないのですけれども、子供家庭支援センターという行政機関と民間団体やNPOとの距離が非常に遠いというのを、僕は実際に今回支援していてつくづく思ったことなのです。

だから、今回、資料の中に児童家庭支援センターということを書かせていただいたのですが、実は児童家庭支援センターと子供家庭支援センターは全く違いますね。配置が似たような形であっても児童福祉法の児童家庭支援センターではないのです。児童家庭支援センターは児童福祉施設なのですが、唯一訪問事業を事業の中に入れて入っている。社会福祉法人などの民間が設立母体であって、法に定められた機関です。そういったことで、かなりフレキシブルに児童家庭支援センターは動けて、さらに、児童家庭支援センターは施設に併設されているところが多いので、ショートステイやトワイライトなどができるのです。それは早期支援を考えると非常に実効性の高いサービスとなります。

そういったサービスができる機能を子供家庭支援センターという行政機関が持つのか。行政機関は様々な規定があって縛りがきつくて動きづらいということであれば、民間としての児童家庭支援施設を新たに東京都でつくって、本当に具体的で実効性のある支援を届けるところに行くことが非常に大事ななど。

絵を描くときちんとできているような絵ができるのですけれども、実際のところは非常に住民との距離があるということを僕は感じるものですから、そこら辺も検討していただきたいということです。

○柏女部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、ここにはあまり出てきていませんけれども、民間の力を使うというか、協力してやっていくという視点、この辺りはとても大事だろうと思います。それは児童相談所とか子供家庭支援センターではなかなか難しいところでもあるかなと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、2つ目の◆にある親支援プログラムの実施充実、これも民間がちゃんとやっていけるように、ここの支援は言わば児童相談所から分離してもいいところなのだろうと思いますので、そういうような民間と一緒にやっていくということがすごく大事かと思います。ありがとうございました。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 子供家庭支援センターは、都が、国が始める前に各基礎自治体にこういうものを置くということで作られた。その後、児童福祉施設の児童家庭支援センターが作られたけれども、配置がすごく貧弱だった。また、子ども総合支援拠点が制度化されたけれども、配置の基準がとても薄いということがあります。都がこれを始めて、更にこれを充実させるという方向性は、全国を引っ張る上でもとても重要だと思って期待しております。

その中で1つ、この今後の施策の方向性の中にできれば補っていただきたいと思う点なのですが、ここでも子供の福祉が他の領域の福祉と力を合わせるというところがどうしても弱い気がします。

何度も申し上げておりますけれども、生活の困窮や経済的な基盤を失う、住まいを失うなど、そういった問題を抱えている方、あるいは保護者の方でも精神疾患のある方、薬物依存のある方などがとても多いわけです。中にはそのような親の養育を支えるために高齢の祖父母が同居したけれども、その方が脳血管障害になって、今度は要介護者になって、子供がダブルワークを担って、ヤングケアラーになっているというような事例もかなり見られます。

そういったことを考えると、分野横断的な支援ということはとても大事だし、基礎自治体にこれがあるというのは住民の多様な福祉サービスを担う基礎自治体のただ中に子供の専門部署があるということの強みですから、その強みをぜひとも発揮できるように、子供の福祉分野だけではなくて、様々な福祉を担う基礎自治体にこれがあることの重要性ということを書き込んでいただいて、そういう連携・協働も深めるという辺りを文章化しておいていただけると、とても前に進む。この点は重要ではないかと考えます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 実際の子供家庭支援センターを見ていると、児童相談所との連携に課題を抱えていると思います。そのような課題はいくつもありますが、一つは、児童相談所の児童福祉司と打ち合わせる日程調整だけでも随分時間がかかったりしているのですね。

その点、IT化が進み、例えばテレビ会議などが積極的に導入されると、より効率的に連携を深めることができるのではないかと。児童相談所から子供家庭支援センターに行くだけでも時間がかかっていますので、その辺りは工夫されるとよいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、次の要対協の機能強化に移りたいと思います。要対協の機能強化についての施策の方向性について、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

増沢委員、それから、宮島委員。

○増沢委員 要対協についても、前回イギリスのところでもお話ししたのですが、実際に支援を届けられて初めて機能していると言えるわけで、情報共有にとどまっているのでは全く駄目ですね。

ただ、そうなる背景に、この要対協の組織のつくり自体が、カバーする人口エリアが広過ぎるということが一つあると思います。例えば全体会議、実務者会議、個別ケース会議があるとすると、個別ケース会議は少なくとも小さな単位、例えば中学校単位くらいで検討会ができ、そして進行管理ができるような体制と、その進行管理なり個別ケース会議を評価して具体的な支援を後押しできるような実務者会議、全体会議、それは区でやるというような形にして、より小さな単位で住民の暮らしが身近にあり、顔の見えるような支援ネットワークになっていることが、実効性を高める上では重要かと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 3点申し上げたいと思いますが、既書いてある内容ですが、ここはやはり大事だよねと思う点と、2点は誤解も生じるので注意したいと考えているところを申し上げたいと思います。

1点目、書いてあるところですが、地域関係機関が主体的かつ協働して支援することが重要だと死亡事例等検証部会の報告書の記述の中に書いてあるのですが、前回、増沢委員もお話くださったと思いますが、それぞれが自分のところが主担当だという意識

を持っていて、主担当だと思っているところが複数で力を合わせるとというのが協働ですが、しかし、主担当が別にいるねということでそこに任せてしまうような在り方に、ともすると陥ってしまう。そこにケースの落ちができ、あるいはどっちが主担当なのだという押しつけ合いのようなものが出てきてしまう。それぞれが主体であって、かつ協働する。この在り方が明示されていることが非常に重要ではないかと思えます。

2点目ですが、関係機関に要対協が調査を依頼して、そのときには必ず答えてくれるようにということを国に要望する。これは大事だと思うのです。ただ、力に頼るだけでいいのか、気をつけなければいけないことだと思うのです。つまり、個人情報保護も重要だということです。それは壁になることはあったとしても、無用であるわけではないわけで、このケースでなぜそういう情報が必要なのか、どんな情報が必要なのかということの言語化と説明が十分にできていないために実は情報を出してくれないというケースも、事例検討などをするとあるように思うのです。最初から閉ざしてしまうものもあるけれども、そこが明確になっていないために情報がもらえない現状もある。この辺りは気をつけていかなければならないのではないかと考えております。

3点目ですけれども、要対協を担当する職員として専任を置く方向性はとても大事だと思うのですが、ともすると、東京都では起こらないかもしれませんが、他府県等だと全体の人員配置が非常に少ないので、常勤職員は要対協の事務だけをやっていて、相談は非常勤の相談員だけが担っているという例がたくさんあります。要対協の専任化を求めたときに、相談員は専任でなくていいのか、要対協が重視されて、そもそもの相談支援の体制が弱くなってしまふということのないような要求の仕方といいますか、その辺りを明確にしておく必要があると考えます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。忘れられがちな視点だと思います。

どうぞ。

○影山児童相談センター児童福祉相談担当課長 増沢委員から、中学校区単位で個別ケース検討会議、進行管理が必要だというお話をいただいて、以前、ある児童相談所で、2中学校区単位ぐらいでそういうことを試行的にやってみたことがあります。そのときは、地域のほうはそれなりに人員を集めたのだけれども、児童相談所のほうの担当者がなかなかそれだけ回り切れないというところがあったので、この辺りを拡充していくに当たっては、児童相談所のほうの体制もある程度同時に拡充していかないとなかなか対応できないかと

考えております。その辺りもぜひ盛り込んでいただければというのがお願いでございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

既に児童相談所の体制強化というのは入っていますので、その一環かと思います。地域支援の一環ですね。

お願いします。

○増沢委員 これは子供家庭支援センターとも共通するテーマですけれども、関係機関が協働するとき、どういうケースがハイリスクであるのかとか、どういうケースが困っているのか、子供の発達に影響を及ぼすケースなのか、その辺りについてエビデンスを踏まえて認識を共有しておく。おそらく、福祉の世界で、例えば親の精神疾患の中にいる子供はリスクが高いなと思っても、教育現場に行けばそういうふうには思っていないとか、逆にアンタッチャブルになってしまうとか、色々あると思うのです。それぞれの立場での経験から独自の主張をしては駄目なので、科学的なエビデンスを踏まえて、支援を検討することが重要です。そうすると、先ほどの子供家庭支援センターのところでも、多胎児、多子家族、養育者が10代、DVの問題というのがありますが、これと同時に、今、エビデンスとしては、例えばACEs研究の中では、精神疾患の下にいる子供への影響は懸念される所が大きいというのがあります。そうすると、精神保健センターとも関係する話です。また、アルコール・薬物依存のところにいる子供に関しても、例えばフィンランドなどに行くと、アルコール・薬物や精神疾患の中にいる子供は全てマストで懸念される影響がないかのアセスメントをしています。

そして、そのようにして子供の困難状況を把握しておくということをしながら、そういったことが子供のハイリスクの要因なのだということを関係機関に伝えていくことも要対協や子供家庭支援センターの役割となるべきです。子供家庭支援センターも含めて、要対協の調整機関も、子供のニーズ把握のために就学前全戸訪問事業など、家庭の全戸訪問を国の方針としてやっているわけですけれども、こうしたエビデンスを踏まえて、訪問者がみる目を養って訪問した方がずっといい。また、家庭にとどまらず、保育園、保健センター、学校等にも訪問して、そういった心配されるニーズのあるケースを拾い出して、そこに定期的な訪問をするなどして、早期に子どもや家庭とつながっていき、必要な支援を届けることが有益です。このためには小さい単位でやっていく必要があります、そうすれば早期支援が実効性のあるものに展開できるのではないかと思います。事態が重くなって、通告対象になってしまう前の段階の話です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 思いつきのような話なのですが、先ほど、通告一元化という話がありました、ある意味、この要対協の枠組みを使って同様なことができるのではないかとこのイメージを持っています。

要対協の仕組みには、個人情報共有が法律上、ちゃんと仕組みられています。例えば市と児童相談所というこの両輪のところでも、この枠組みを使って、これは子供家庭支援センターを更に強化することが前提ではありますが、子供家庭支援センターに通告を一元化する一方で、児童相談所にも必ずリエゾンをする人を置いて、常に連絡が取れる状態にしておく、例えば緊急で介入という話になったときにはすぐにリエゾンの人と連絡を取って、あとは児童相談所で対応することができる。あるいは、これも一案ですが、毎日16時から児童相談所と子供家庭支援センターがテレビ会議を利用して今日あった通告を整理して振り分けをするということも考えられると思います。そうすると、先ほど申し上げた個人情報云々という点も整理できるし、また、現行法に定められている通告先も変えずにすみますので、一つのやり方として面白いのではないかと思います。

そうすると、どちらかというと、要対協で色々な人を配置するという話が出てきて、決してそれが不要だということではないのですが、おそらく、子供家庭支援センターを強化して、センターがしっかりグリップすることのほうが重要なのではないかと私は思います。

付け足しですが、資料7の2枚目の最初のところに、要対協の調査への回答応諾を義務化するという話がありました。最近の法改正で努力義務が規定されましたが、それはそれとして、以前から必要性が指摘されている児童相談所に刑事訴訟法等に規定があるような形の調査権限を与えるという件ですね。児童相談所に官公署、団体に対する照会権限と官公署等の回答義務を定めることも、引き続き申し入れていく必要はあると思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大木委員 時間のないところすみません。

委員の皆様方の話を聞きながら思ったのが、先ほどの精神疾患の保護者については、今も妊娠届のときの全数把握で必ずそれをチェックしていて、おそらくどの自治体も妊婦に精神の既往があればフォローケースで支援プランを立てています。もちろん、どこかでフェードアウトする事例はたくさんありますけれども、必ずそこは立てているのです。そうやって保健のところで全数のアセスメントをしているのだけれども、必ずしもそこでフォローしているケースが全部要対協に上がるケースではないのです。そうしている中で実際に子供が生まれて、経過の中で、何となく気になるけれども、そのままうまくアプローチできなくて、保健機関だけが情報を持っていて、フェードアウトしてしまうというような事例が少なからず起こっている。

要対協事例は、子供家庭支援センターがやりますと言ってくれないとそこに乗っけられないという状況が現場では起こっているので、要対協の枠組みを、もうちょっとみんなでこの地域の子供たちのことをちゃんとアセスメントするのだというような、それにはどのセクションも人手が必要だとすごく思うのですけれども、ドラスティックに考えるとそのぐらいのことをやっていかないと変わっていかないのかなと思います。

○柏女部会長 今の大木委員の言葉に本当に代表されるように、この部分、虐待防止という点から言えば予防的支援ということになりますけれども、言わば子育て支援、そこに本気で取り組んでいくということが一番大事なのかなと思いつつお話を伺っていました。

高齢者だと、そこでSOSが出たらすぐに介護支援専門員が関係者を全部集めて、その人の家に行って、地域ケア会議を開いて、サービスを全部組み替える。制限内であれば自由に組み替えられますので、それを組み替えて、ショートステイを多くしたり、ヘルパーの時間を増やしたりとか、デイは少し減らそうねということが全てその場で決まってしまうわけですけれども、子供の場合だと全部一個一個役所に行かなければいけない。役所で要件があるかどうかを確認した上で決めていくということをやらなければいけない。ここに一番大きな問題点があるのかなと思いつつお話を伺っていました。

そういう意味では、この予防的支援のところは、本当に今後本気で取り組んでいかなければならない分野だなと今さらながら思われました。ありがとうございました。

では、次の議事に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続いて、次第の1(2)「緊急提言(案)について」です。前回の部会で委員の皆様からも御賛同いただきました緊急提言の内容について御審議をさせていただきたいと思っております。

事務局から緊急提言案について説明をお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、資料8をご覧ください。最終的な提言の内容につきましては、今後の会議の中で議論を深めていくことになるため、都のこれまでの現状と課題を踏まえまして、取組の方向性が明らかな事項につきましては、具体的な対応として今回、案として挙げているところでございます。

具体的な提言内容といたしましては、記書き以下で大きく4つに分けてございます。

まず、提言1といたしましては、早期把握と積極的な支援の強化のため、在宅支援サービス・母子保健サービスの充実を図ることというものでございます。具体的には、次のページをご覧ください。上から5行目、2段落目にございます「そのため」以下の内容となります。不安を抱える妊婦への支援の更なる充実や、家事・育児支援を通じた予防的支援の充実、児童の状況を早期に把握し支援につなぐため、所属のない未就園児等がいる家庭への全戸訪問に係る支援の充実を求めるものでございます。

提言2は、子供家庭支援センターの更なる体制充実と専門性強化を支援することという内容でございます。こちらにも具体的には2段落目にございます「そのため」以下が内容となっております。子供家庭支援センターにおいて、早期支援に対応するための職員や、医療・保健機関との連携を推進するための専門職の配置等、職員体制の充実・強化を求めるものでございます。

提言3につきましては、増加し続ける虐待相談対応件数に迅速・的確に対応するため、児童相談所の更なる体制強化を図ることというような内容にしております。具体的には、2段落目にございます「増加する虐待通告」以下が内容となっております。児童福祉司や児童心理司等の更なる増配置や、一時保護所の職員の増員、一時保護所の児童定員の拡充を求める内容となっております。

最後、提言4は、次のページとなります。内容といたしましては、児童相談所と子供家庭支援センターの更なる連携強化を図ることとしております。具体的には、こちらにも2段落目にございますとおりでございます。相互連携強化のため、都・区市町村児童相談共同モデル事業の推進や、東京ルールにおける「送致」の仕組みの積極的活用を求めるものでございます。

こちらに書きました都・区市町村児童相談共同モデル事業につきましては、先ほど通告の一元化の際に御紹介をいたしました児童相談所、子供家庭支援センターの中に設置するサテライトオフィスの内容の事業をモデル事業というところで表しているところでござい

ます。

緊急提言案の説明につきましては、以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました緊急提言案について、御意見、御質問がございましたらお願いをしたいと思います。

松原委員、お願いします。

○松原委員 緊急提言ですので、そう詳しい書き込みはできないことは承知しておりますが、私も発言をし、柏女部会長も最後のまとめの中でおっしゃった、いわゆるケアマネジャー的なものの頭出し、若しくは、そこまで書けないにしても、文章はお任せしますが、支援施策利用の利便性を高めるような方策を講じるとか、そのような言葉で、後々の最終提言につながるような文言を一つ入れていただけるといいかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事な御意見かと思いました。

その他、何かございますでしょうか。またこれは後で、緊急提言案は今日ここで決めてしまうものでもありませんので、今、松原委員からも追加の意見がありました。それらも踏まえた上で私のほうに御一任いただければ、私と事務局のほうで詰めて提言をつくっていきたいと思います。今日言えなければ、数日期間があると思いますので、その間に御意見を頂戴する形も取れると思います。

何か今日、今言っておきたいということがありましたらお願いしたいと思います。

大木委員。

○大木委員 文言のことなのですが、そろそろ“母子”保健ではなくて“親子”保健のほうがいいのではないかとはい思います。

○柏女部会長 なるほど。御検討ください。これはきっと財務との交渉等にお使いになるものから、なかなか難しいのかもしれませんが、審議会の提言であれば、本委員会等で使うのであれば可能かもしれませんので、併せて御検討ください。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、この後、どうしますか。何日ぐらいまでに御意見を頂戴するようにしますか。

○宿岩事業調整担当課長 今のところの予定としましては、次回の部会までには固めたいとは考えております。できれば1週間程度時間を設けて、具体的に言うと来週の金曜、9月4日ぐらいまでに御意見を事務局のほうに寄せていただければ、調整したいと考えており

ます。

○柏女部会長 分かりました。

では、1週間ということで、9月4日までにお気づきのことがありましたら、メールで結構だと思いますので、ぜひ御意見をお寄せいただきたいと思います。

その後、部会長、私と事務局で調整して、最終案文を作成して、委員の皆さんにメール送付をした上で、最終案を確認していただいて、御意見があれば出していただく形にして、最終的には部会長に一任をしていただいた上で確定次第、部会長から都に提言するという流れにしたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女部会長 ありがとうございます。

増沢委員、どうぞ。

○増沢委員 遅れて来たものですから、予防的な支援のところで付け加えていいですか。

○柏女部会長 いいですよ。私も言おうとしていたのですけれども、文書で書いていただいた御意見も反映させていただくということにさせていただきたいとは思いますが、追加的に。

○増沢委員 予防というと、本当に“親子”保健サービスが非常に中心になって重要なのですが、例えば、僕は特定妊婦の産後ケアは物すごく大事だと思うのです。ところが、産後ケア事業にあまり予算をつけていなくて、入院の期間は2週間も行かないですね。1週間ぐらい。それではほとんど効果はない。ないよりはもちろんいいのですけれども。例えば特定妊婦でひとり親家庭、そして帰る実家がなく里帰りもできないような方がいます。多くの初産の母は実家に1か月帰って、そこで色々お母さん、おばあちゃんたちから教わったりする。これはすごく重要なことで、そういうことがどんどん欠落しているのが現代であり、それはその後の子育て上のリスクを高めてしまう。そういうことを踏まえると、産後ケアはもっと本当に重視したほうがいい。

病院の入院期間を長期にするというのは難しいとするならば、母子生活支援施設や乳児院を活用して、保健師が一緒について、授乳のときや、沐浴のときなど、本当に手取り足取り伝えるといった方法なども考えられる。言葉の説明や資料を渡すだけでは駄目で、具体的なモデルとなって教えていくというのを1か月、2か月する。こういうことは非常に有効だと思うのです。

乳児院や母子生活支援施設というのは、社会的養護を担っている機関ですが、これらの

機関もその機能を活用すれば予防サービスで使えるはずです。そういった意味では、東京都にある活用できる機能をもっと拾い上げて結びつける。先ほど児童家庭支援センターの話もしましたが、結局、NPOとの距離が遠いけれども、東京都の行政以外のところで、例えば児童家庭支援センター等の民間が動くことで、NPOと協力関係を構築し、そこに都の行政が監督するというネットワークを構築でき、NPOとのパイプも太くなっていく。

そういうことを考えると、東京都の中にあるあらゆるサービス資源を掘り起こして結びつけていく作業が非常に大事ではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

本当に大事なことをおっしゃっていただいたと思います。都道府県の事業と区市町村の事業がまた分かれてしまっているわけですが、でも、実際はそこが重なっていかないとならないわけで、そこがうまく機能していないということが二元体制の問題、一つの大きな原因があるのかなと思ったりしています。ありがとうございました。

今、増沢委員のほうからお話をさせていただきましたが、今回、宮島委員と増沢委員のほうで意見書を出してくださいました。全部をお話ししていただくことができなかったわけですが、こうして文書で提出していただいた意見もぜひ事務局のほうで勘案していただいて、報告の中に盛り込めるものは盛り込んでいただくようお願いをしたいと思います。

他の委員の方々も、もし御意見がございましたら、2時間という時間ではかなり限られてしまいますから、御意見を文書等で事前にお寄せいただくことも可能ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

そのためには、事務局のほうから配布資料の事前配布を早めにしていただくことも御協力をお願いしたいと思います。

それでは、おおむね意見も出たようですので、今回はここまでとさせていただきますが、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうで今後のことについて御説明をお願いしたいと思います。

○宿岩事業調整担当課長 今後の予定についてお知らせいたします。

資料9をご覧ください。次回、第3回の部会は10月と資料上はありますが、具体的には10月14日水曜日午後7時からの開催を予定しております。会場は都庁内会議室を予定しております。詳細は決まり次第、改めて御連絡いたします。

なお、机上に開催のお知らせを置かせていただいております。同じく机上に配布させていただきました出欠届につきましては、お帰りの際に御記入いただき、机上に置いたままお帰りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、資料集につきましては、お持ち帰りいただいても結構ですが、机上に置いておいていただければ、次回以降も事務局のほうでファイルを御用意させていただきます。

お持ち帰りになる場合には、大変お手数ですが、次回お持ちいただければ助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○柏女部会長 それでは、今日の第2回の専門部会、これで終了とさせていただきますと思います。

今日は時間内に終わることができました。御協力をありがとうございました。

午後8時58分

閉 会
